

(仮称) 白石市認定こども園・子育て支援拠点施設基本設計業務 仕様書

1 業務名称 (仮称) 白石市認定こども園・子育て支援拠点施設基本設計業務

2 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- ①施設名称 (仮称) 白石市認定こども園・子育て支援拠点施設
- ②建設予定地 宮城県白石市沢端町23番地2 (旧いきいきプラザ跡地 (解体予定))
- ③建築物の主要用途 幼保連携型認定こども園・児童福祉施設等

3 業務期間 基本設計業務契約日の翌日から令和8年3月31日までとする。

4 業務内容

本業務は、以下のとおりとする。

- ①設計条件等の整理
- ②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ
- ③上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打ち合わせ
- ④基本設計方針の策定
- ⑤基本設計図書の作成
- ⑥概算工事費の検討
- ⑦基本設計内容の説明等
- ⑧園庭整備工事計画
- ⑨外構工事計画
- ⑩既存建物（旧いきいきプラザ）解体にかかる連絡調整
- ⑪法令等の認定評価業務
- ⑫その他の成果物の作成業務
- ⑬法令等に基づく認定若しくは評価等又は補助金制度の活用に関する業務
- ⑭関係機関との調整及び打ち合わせ協議資料、議事録の作成
- ⑮その他建築物の計画に付随する業務

(※上記①～⑦については、令和6年国土交通省告示第8号 別添一「1設計に関する標準業務」イに記載する業務内容)

5 成果物

基本設計業務に係る成果品及び提出部数等は次のとおりとする。

種類	成果物	提出サイズ
(1) 建築（総合）	①設計説明書 ②仕様概要書 ③仕上概要表 ④面積表及び求積図 ⑤敷地案内図 ⑥配置図 ⑦平面図（各階） ⑧断面図 ⑨立面図 ⑩工事費概算書	A 4判 3部
(2) 建築（構造）	①構造計画説明書 ②構造設計概要書 ③工事費概算書	A 4判 3部
(3) 電気設備	①電気設備計画説明書 ②電気設備設計概要書 ③工事費概算書	A 4判 3部
(4) 給排水衛生設備	①給排水衛生設備計画説明書 ②給排水衛生設備設計概要書 ③工事費概算書	A 4判 3部
(5) 空調換気設備	①空調管理設備計画説明書 ②空調換気設備設計概要書 ③工事費概算書	A 4判 3部
(6) 昇降機等	①昇降機等計画説明書 ②昇降機等設計概要書 ③工事費概算書	A 4判 3部
(7) 外構	①外構計画説明書 ②外構設計概要書 ③工事費概算書	A 4判 3部
(8) その他	①透視図 ②模型（敷地周辺含む） ③外観図 ④打合せ協議資料、議事録 ⑤各種技術資料 ⑥電子データ	③外観図はA 3判とし、 それ以外はA 4判 ⑥電子データは、(1)～ (8)の書類のデータが 記録されたものを2部 提出する。

6 業務計画及び年次計画

時期	内容
令和7年2月中旬	基本設計業務 契約締結
令和7年2月下旬～令和8年3月31日	基本設計業務期間
令和8年度	実施設計業務、測量、地盤調査業務、既存建物解体 (予定)
令和9年度	施設建設工事施工
令和10年度	施設建設工事完了、施設の開設準備
令和11年4月(予定)	開設

7 設計と条件

(1) 敷地条件

項目	内容	参照
建設予定地	宮城県白石市沢端町23番地2	別紙1 位置図のとおり
敷地面積	3,472 m ²	将来的に道路拡張等により敷地面積が減少した場合でも建ぺい率、容積率が超過しないように計画すること。
隣接道路	敷地北側：市道調練場北線 敷地南側：市道調練場中線 敷地東側：市道調練場線	
用途地域等	第1種住居区域	
防火・準防火地域	準防火地域	
建ぺい率/容積率	60%/200%	
埋蔵文化財関係	埋蔵文化財包蔵地ではない	
地盤・現況	既存施設あり(解体予定)	
浸水想定	あり	ハザードマップあり
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・外観、色調等について周辺環境を意識した計画とすること。 ・その他の条件については受注者にて適宜確認を行うこと。 	

(2) インフラ条件等

事業用地に関するインフラ整備状況は以下のとおりである。

項目	内容	参照
上水道	白石市上水道区域	
下水道	白石市公共下水道区域	
ガス	プロパンガス	
電気	東北電力管内	

(3) 施設の概要

1) 施設の配慮事項

令和6年9月策定の「白石市幼児教育・保育のあり方に関する基本方針」の内容を踏まえ、以下の点に配慮すること。

※基本方針：<http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/45/32775.html> 参照

①基本方針を踏まえて、認定こども園と子育て支援拠点施設に配慮した計画とすること。

②地域への配慮

- ・近隣への騒音（特に隣接する住宅に対する）、臭気、日照等に配慮すること。
- ・施設利用者や近隣住民、近隣施設利用者の安全に配慮すること。

③ライフサイクルコストの軽減

- ・将来における修繕、更新等への対応等、経済性に配慮すること。

2) 認定こども園の定員

基本方針を踏まえ、創設する認定こども園の定員は以下のとおりとする。ただし、法令等の改正や「こども誰でも通園制度」など国等の施策による幼児教育・保育ニーズを考慮した定員規模とする。

(単位：人)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育認定	5	5	5	12	12	12	51
教育認定				3	3	3	9
合計	5	5	5	15	15	15	60

3) 施設規模

区分	室名		内容	室数等	備考
認定こども園	保育室				
	乳幼児	0歳児	保育室 ほふく室・乳児室 沐浴室 トイレ	1	
		1～2歳児	保育室 ほふく室・乳児室 トイレ 物置	各1	

	以上児	3～5 歳児	保育室 トイレ 物置	各 1	
	遊戯室		ホール	1	
	職員室		事務作業エリア 医務室 洗濯室 休憩室 ロッカー室 トイレ	1 1 1 1 1	職員 25 名程度
	共用室		多目的室 絵本室 機械室	1 1 1	
	給食室		厨房 調乳室 検収室 休憩室 ロッカー室 トイレ	1 1 1	職員 4 名程度
	ランチスペース			1	他室との共用可
	園庭		運動場（砂場、遊具、 花壇、倉庫等含む）	1	
子 育 て 支 援 拠 点 施 設	ファミリー・サポート・セ ンター		保育室 病児病後児室 隔離室 執務室（地域子育て支 援センター兼用） 倉庫 トイレ	1 1 1	職員 2 名程度
	こども家庭センター		会議室 多目的室 相談室 執務室 書庫 倉庫 トイレ	1 1 3 1	職員 9 名程度
	障害児通所施設		療育室 個別支援室 運動療育室	3 1 1	職員 4 名程度

		医務室 沐浴室 職員室 書庫 倉庫 トイレ	1 1	
	地域子育て支援センター	あそびのひろば 一時預かり保育室 相談室 会議室 職員室 書庫 トイレ	1 1 1 1 1	職員 6 名程度
	幼児教育・保育センター	会議室 目的室 相談室 執務室 書庫 倉庫 トイレ	1 1 3 1	職員 10 名程度
その他施設	屋外	駐車場 屋外用倉庫 屋外手洗い場 トイレ		保護者送迎用
	その他	施設機能に必要な設備		

8 その他

本書に明記がない事項、または作業の過程において内容もしくは解釈について疑義を生じた場合は、両者協議のうえ、市の指示に従って作業するものとする。

本業務は市の検査を受け、合格したものをもって完成とするが、完成後においても、成果品に誤りが発見されたときは、受託者の責任において、速やかに訂正することとする。